

1 幕別町コミュニティバス実証運行業務の委託について

(1) 委託内容

コミュニティバスの運行業務（7月、11月）

(2) 委託業者の選定について

次の理由により、受注が可能な事業者は十勝バス(株)のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、十勝バス(株)と随意契約により契約を締結する。

- ① 管内の社団法人北海道バス協会会員で、乗合バスを運行している会社は、十勝バス(株)、北海道拓殖バス(株)、帯運観光(株)の3社であるが、聞き取り調査の結果、小型バス2台を実証運行期間中の2か月間（7月と11月）運行することが可能であったのは十勝バス(株)の1社のみであった（他社は、2か月間実証運行に使用できる小型バスを有していない）。
- ② 運行事業者の契約方法については、運行経費、運行の品質（緊急時の対応能力等）、運行の安全性及び利用者の利便性等の観点から総合的に評価して選定する必要がある。
- ③ 今回の実証運行事業者に関する契約方法については、運行の品質、安全性の確保だけではなく、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件でもある、路線バスとの連携を図り利用者の利便性を図る必要があることから、既存路線バス事業者であり、運行の品質、安全性の確保に実績がある十勝バス(株)と随意契約することが最善である。

(3) 運行経費等の縮減について

運行経費等の縮減に対する対応としては、十勝バス(株)から見積りを徴収し、他町の事例等を参考に運行経費の妥当性を確認するなど、予算の効果的な執行を図るものとする。

【参考】

契約方法の比較

	概 要	主な利点	主な欠点
競争入札	複数の者の中から、最低価格を提示した者と契約	・ 運行経費等の縮減	・ 品質、安全性の確保 ・ 利便性の確保（既存路線バスとの連携）
企画競争 (プロポーザル方式)	複数の者から企画提案等を提出させ、価格だけでなく、業務遂行能力等、トータルで選定し契約	・ 品質、安全性の確保	・ 運行経費等の縮減 ・ 利便性の確保（既存路線バスとの連携）
随意契約	契約目的を達成するに当たって、相手方が特定される場合の契約	・ 品質、安全性の確保 ・ 利便性の確保（既存路線バスとの連携）	・ 運行経費等の縮減

～地方自治法施行令抜粋～

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。